

一般財団法人 JELA

JELA ディアコニア奨学金規程

一般財団法人 JELA（以下「当財団」という。）は、1892年に米国の南部一致ルーテル教会から派遣され来日した二人の青年宣教師による働きを受け継いで、我が国にキリストの福音を宣布し、慈善（社会福祉）事業を興し、学校教育事業を発展せしめるために設けられた法人である。爾来、当財団は、米国ルーテル教会の資金援助によって日米間に多くの青年（牧師・信徒）の交流を図ってきた。この伝統を踏まえ、次世代キリスト者の成長、国際的視野をもって社会と人々に仕える人材の育成に寄与すべく、定款第4条第1項第4号に定める事業に基づき、「JELA ディアコニア奨学金」（以下「本奨学金」という。）を設ける。

第一章 総則

（奨学生の資格）

第1条 当財団が JELA ディアコニア奨学金を支給する者は、次に掲げるいずれかに該当し、かつその修学・研修に要する費用の支払い能力が不十分であることが明確である者とする。

- （1）キリスト者としての成長を目的とし、国内外の研修又は高等学校卒業若しくはそれに相当する者を対象とする教育課程（以下「高等教育課程等」という。）において学ぶ者。
- （2）社会と人々に仕えることを目的とし、高等教育課程等において学ぶ者。
- （3）国際社会への貢献を目的とし、高等教育課程等において学ぶ者。

（本奨学金の給付額）

第2条 奨学給付金は、一人年額 1,200,000 円以内とする。

（本奨学金の支給の期間）

第3条 本奨学金の給付期間は、原則として同一人最長4年間とする。

第二章 事業の運営と管理

（奨学金委員会の構成と業務）

第4条 当財団理事会の下に、JELA ディアコニア奨学金運営委員会（以下、「奨学金委員会」

という。)を置く。奨学金委員会は、理事会で選任された3名以上の理事をもって構成する。

- 2 奨学金委員会の委員のうち1名を委員長とし、委員長は、奨学金委員の互選により選任する。
- 3 奨学金委員会は、委員長への諮問のもと、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 奨学金委員会の業務は以下の各号とする。
 - (1) 奨学生の募集
 - (2) 選考委員会(外部選考委員を含む)の開催
 - (3) 奨学金受給者、支給期間、支給金額、支給方法の理事会への提案
 - (4) 本奨学金の運用資金の募金
 - (5) 学業等の追跡調査

(奨学金の申請手続)

第5条 当財団の奨学金を受給しようとする者(以下、「申請者」という。)は、次の各号の手続きを要する。

- (1) 申請者は、所定の「奨学金受給申請書」に必要事項を記入して当財団事務局に提出すること。
- (2) 前項の申請書に、下記の書類を添付すること。
 - A. 目的の高等教育課程等への受け入れが決定している者又は目的の高等教育課程等に既に在籍している者
 1. 目的の高等教育課程等における受け入れ又は在籍を証明するもの(合格通知等)
 2. 学費や国外研修時渡航費等、1年間に要する費用を証明する書類
 3. 最終学歴の成績証明書(または最後に修了した学期までのもの)
 4. 推薦状
 5. 信仰経歴を記したもの(キリスト者の場合)
 - B. 受験前等の理由により目的の高等教育課程等への受け入れが未確定の者
 1. 最終学歴の成績証明書(または最後に修了した学期までのもの)
 2. 推薦状
 3. 信仰経歴を記したもの(キリスト者の場合)
- (3) 申請者は、受給希望年の前年10月末までに上記の書類を提出することを原則とするが、予算に応じて受給希望年の申請も受理し、年内の受給を奨学金委員会で審議する。

(選考・採用)

第6条 当財団は、理事会の決議によって、JELA ディアコニア奨学金選考委員会(以下、「選考委員会」という)を構成する委員を選任し、委嘱する。

- 2 選考委員会の委員は、4名以上8名以内とし、その半数以上を学校教育に造詣の深い外部有識者とする。
- 3 選考委員会は審査の後、奨学金委員会に審査結果を答申する。採用する奨学金受給者、給付期間、給付金額、給付方法は、理事会が決定する。
- 4 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 選考委員の任期は選任された日から1期2年とし、3期を超えないものとする。但し、重任を妨げない。
- 6 当財団役員が選考委員である場合は、役員報酬規程の定めるところに基づいて報酬等及び費用を支払い、外部有識者への報酬等及び費用は謝金規程の定めるところに基づいて支払う。

(本奨学金の支給)

第7条 本奨学金は、前条の手続きにおいて奨学金委員会が本奨学金の支給を認めた場合、以下の各号に従って支給される。

- (1) 支給金額及び支給時期は、奨学金委員会が定める。
 - (2) 本奨学金のうち、高等教育課程等を提供する機関に納付すべき金額は、当財団から直接その機関に送金することを原則とする。
 - (3) 前号以外の金額は、本人名義の銀行口座に入金するものとする。
- 2 本奨学金の受給者（以下「奨学生」という。）の内、奨学生としての採用後に目的の高等教育課程等への受け入れが確定した者は、その高等教育課程等を提供する機関に対して当財団が最初に行うべき支払い（入学金等）の期日の前に、その高等教育課程等への受け入れを証明する書類（合格通知等）を当財団に提出しなければならない。

(奨学生の指導)

第8条 当財団は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等を変更したとき。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する

ことができる。

(奨学金の再開)

第11条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで奨学金委員会に願い出たときは、奨学金の給付を再開することができる。ただし、奨学金の給付の停止から1年経過したときはこの限りではない。

(奨学金の廃止)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、奨学金委員会の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 目的の高等教育課程等を開始しなかったとき。
- (2) 学業成績を理由に留年したとき。
- (3) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき。
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (9) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、当財団は奨学生に対して既に支給した奨学金の返還請求をすることができる。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも、奨学金委員会に奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(規則の改廃)

第14条 本奨学金規程を改正し、または廃止する場合は、当財団理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2021年12月14日から施行する。

この規程は、2023年2月27日から施行する。

この規程は、2023年8月24日から施行する。

この規程は、2024年2月27日から施行する。